

令和3年度入退院調整ルール運用状況調査実施要領

長野県健康福祉部介護支援課

1 目的

各圏域で策定された入退院調整ルール（※）に基づく入退院時情報提供割合等運用状況を調査し、連携上の効果や課題等を把握する。

※ここでいう「入退院調整ルール」とは、在宅医療・介護サービスを切れ目なく一体的に提供するため、医療機関と居宅介護支援事業所等が連携及び情報共有を図る仕組みのことで、圏域により、様々な名称があります。

また、「入退院調整ルール」は、連携ツールのひとつであり、既存の取組を妨げるものではありません。既存の様式の活用や様々な方法による連携も含め、回答してください。

2 対象機関

居宅介護支援事業所及び地域包括支援センター（以下「調査対象事業所」という。）

3 調査対象期間

令和3年11月（期間中の入退院ケースについて調査）

4 調査内容と方法

別添「令和3年度 入退院調整ルール運用状況調査 調査票」による調査とする

(1) 事業所所在市町村は、調査対象事業所に対し、調査依頼通知（県より雛型を提示）を发出調査対象事業所は、調査票シート「別紙1」を事業所所在市町村へ原則、電子メールで提出

(2) 市町村は、事業所からの回答を調査票シート「別紙2」「別紙2サブシート」にまとめ、管轄の保健福祉事務所福祉課社会係へ電子メールで提出

(3) 保健福祉事務所は、管内市町村分を調査票シート「別紙3」「別紙3サブシート①～④」にまとめ、内容の不備等を確認し、市町村の実施状況はわかるファイルごと、介護支援課計画係へ電子メールで提出

(4) 介護支援課は、調査結果をまとめ、保健福祉事務所へ結果（圏域別全県分・管内市町村分）をフィードバックする

(5) 保健福祉事務所は、市町村等へ調査結果（圏域別全県分、管内市町村分）をフィードバックする

※介護保険者が広域連合である市町村においては、広域連合及び保健福祉事務所と調整の上、周知及び結果の取りまとめを行ってください。

5 スケジュール

令和3年10月	(必要に応じ)各圏域において保健福祉事務所から市町村へ説明
10月	居宅介護支援事業所連絡会等において市町村から調査対象機関へ説明・調査依頼
11月	調査実施
12月～令和4年1月	報告
令和4年2～3月	保健福祉事務所を通じ、市町村へ結果のフィードバック

6 報告書類と期限

報告者 → 報告先	報告書類	締 切
調査対象事業所→所在市町村	「別紙1」	令和3年12月13日(月)
市町村→保健福祉事務所福祉課	「別紙2」 「別紙2サブシート」	令和3年12月27日(月)
保健福祉事務所→介護支援課	「別紙3」 「別紙3サブシート①～④」	令和4年1月14日(金)

7 結果の取り扱いについて

- (1) 入退院時調整ルールは、基本的に各医療圏域で作成されているため、医療圏（保健所）単位、管内市町村分の集計結果をフィードバックします。圏域や市町村の課題検討等の資料として、活用してください。
- (2) 事業所等からいただいた回答に記載された医療機関名については、県からはフィードバックの対象外とさせていただきますので、あらかじめご了承ください。